Disclosure 2026

川口信用金庫の現況～資料編～

令和7年4月1日～令和8年3月31日



信用金庫マスコットキャラクター
信ちゃん

川口信用金庫 公式キャラクター
がまっち

川口信用金庫

信ちゃんは版元の許諾を得て
掲載しております。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

目次

本誌は、信用金庫法第 89 条（銀行法第 21 条の準用）に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務及び財産の状況に関する説明書類）です。

【単体財務諸表】…… 1
- 貸借対照表
- 損益計算書
- 剰余金処分計算書
- 理事長による確認
- 監査法人による監査
- 単体財務諸表の注記事項
- 報酬体系について

【主要な業務の状況を示す指標】…… 7
- 主要な経営指標の推移
- 業務粗利益、資金運用収支、役務取引等収支、その他の業務収支及び業務粗利益率
- 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益（投資信託解約損益を除く。）
- 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支
- 総資金利鞘、総資産経常利益率、総資産当期純利益率
- 預貸率、預証率の期末値及び期中平均値
- 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り
- 受取利息及び支払利息の増減

【預金に関する指標】…… 8
- 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高
- 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高
- 預金会員・会員外別残高
- 預金人格別残高

【貸出金等に関する指標】…… 9
- 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高
- 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高
- 担保別の貸出金残高
- 消費者ローン・住宅ローン残高
- 使途別の貸出金残高
- 貸出金会員・会員外別残高
- 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合
- 債務保証見返担保別内訳
- 貸出金償却額
- 貸倒引当金期末残高及び期中増減額

【不良債権の状況】…… 10
- 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

【有価証券等に関する指標】…… 11
- 種類別の有価証券残高及び平均残高
- 有価証券の時価情報
- 有価証券の残存期間別残高
- 金銭の信託の時価情報
- デリバティブ取引

【自己資本の充実の状況】…… 13
- 自己資本の構成に関する開示事項
- 自己資本の充実度に関する事項
- 信用リスクに関する事項
- 信用リスク削減手法に関する事項
- 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 証券化エクスポージャーに関する事項
- 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
- 銀行勘定における金利リスク量
- 信用集中リスク
- 自己資本の充実等に関する定性的な開示事項

詳しい活動内容等は別冊「Disclosure2026 川口信用金庫の現況」に掲載しております。
当金庫ホームページからもご覧いただけます。
https://www.shinkin.co.jp/ksb/about/disclosure/

財務諸表

貸借対照表

（資産の部）　（単位：百万円）

科　目	令和7年3月末	令和8年3月末
現金	6,379	7,403
預け金	248,965	197,520
買入金銭債権	460	342
有価証券	198,523	189,000
国債	31,851	29,383
地方債	24,999	22,847
社債	59,698	58,620
株式	2,851	3,543
その他の証券	79,123	74,605
貸出金	563,612	562,745
割引手形	4,065	3,215
手形貸付	11,193	8,344
証書貸付	536,965	538,486
当座貸越	11,388	12,698
その他資産	6,682	6,631
未決済為替貸	497	370
信金中金出資金	4,824	4,824
前払費用	6	6
未収収益	1,144	1,203
その他の資産	209	227
有形固定資産	12,201	12,201
建物	4,207	3,997
土地	7,247	7,247
その他の有形固定資産	746	955
無形固定資産	270	270
ソフトウェア	236	236
その他の無形固定資産	34	34
前払年金費用	1,178	1,299
繰延税金資産	3,569	4,387
債務保証見返	1,037	506
貸倒引当金	△ 1,400	△ 1,189
（うち個別貸倒引当金）	△ 942	△ 804
資産の部合計	1,041,482	981,119

（負債及び純資産の部）　（単位：百万円）

科　目	令和7年3月末	令和8年3月末
預金積金	998,507	939,939
当座預金	18,278	15,727
普通預金	566,287	571,559
貯蓄預金	2,594	2,546
通知預金	27	44
定期預金	389,232	328,558
定期積金	15,095	13,437
その他の預金	6,990	8,063
借用金	1,107	928
借入金	1,107	928
その他負債	2,412	2,787
未決済為替借	545	510
未払費用	635	888
給付補塡備金	3	7
未払法人税等	72	143
前受収益	214	181
払戻未済金	5	10
払戻未済持分	10	9
職員預り金	486	455
資産除去債務	89	92
その他の負債	348	488
賞与引当金	251	255
役員退職慰労引当金	304	242
睡眠預金払戻損失引当金	252	239
偶発損失引当金	99	82
固定資産解体費用引当金	—	41
嘱託職員退職給付引当金	19	15
債務保証	1,037	506
負債の部合計	1,003,992	945,038
（純資産の部）		
出資金	2,121	2,112
普通出資金	2,121	2,112
利益剰余金	44,025	44,967
利益準備金	2,124	2,121
その他利益剰余金	41,901	42,846
特別積立金	38,380	39,180
当期未処分剰余金	3,521	3,666
処分未済持分	△ 0	△ 0
会員勘定合計	46,146	47,079
その他有価証券評価差額金	△ 8,656	△ 10,998
評価・換算差額等合計	△ 8,656	△ 10,998
純資産の部合計	37,490	36,081
負債及び純資産の部合計	1,041,482	981,119

損益計算書

（単位：千円）

科　　目	令和７年３月期	令和８年３月期
経常収益	11,371,254	13,760,112
資金運用収益	9,864,517	11,519,378
貸出金利息	6,447,206	7,781,899
預け金利息	1,123,452	1,251,879
有価証券利息配当金	2,085,260	2,263,930
その他の受入利息	208,597	221,670
役務取引等収益	1,272,403	1,284,939
受入為替手数料	522,468	531,202
その他の役務収益	749,935	753,736
その他業務収益	64,661	414,156
国債等債券売却益	－	266,929
その他の業務収益	64,661	147,226
その他経常収益	169,672	541,638
貸倒引当金戻入益	152,358	92,090
償却債権取立益	624	390
株式等売却益	15,329	431,500
その他の経常収益	1,359	17,657
経常費用	10,194,378	12,299,686
資金調達費用	853,780	2,102,997
預金利息	831,649	2,068,512
給付補塡備金繰入額	1,815	8,575
借用金利息	3,772	3,205
その他の支払利息	16,542	22,704
役務取引等費用	1,376,081	1,411,894
支払為替手数料	129,765	129,815
その他の役務費用	1,246,316	1,282,079
その他業務費用	258,603	823,621
国債等債券売却損	－	205,919
国債等債券償還損	251,980	612,284
その他の業務費用	6,623	5,418
経費	7,534,367	7,820,583
人件費	4,682,898	4,747,651
物件費	2,510,511	2,698,750
税金	340,957	374,181
その他経常費用	171,545	140,589
貸出金償却	226	294
株式等売却損	580	19,298
その他の経常費用	170,738	120,996
経常利益	1,176,875	1,460,425
特別損失	68,859	70,547
固定資産処分損	63,863	10,350
減損損失	4,996	19,188
固定資産解体費用引当金繰入額	－	41,008
税引前当期純利益	1,108,015	1,389,878
法人税、住民税及び事業税	184,198	295,836
法人税等調整額	96,755	109,857
法人税等合計	280,954	405,693
当期純利益	827,061	984,185
繰越金（当期首残高）	2,694,221	2,681,873
当期未処分剰余金	3,521,283	3,666,058

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科　　目	令和７年３月期	令和８年３月期
当期未処分剰余金	3,521,283	3,666,058
積立金取崩額	2,970	8,355
利益準備金限度超過取崩額	2,970	8,355
剰余金処分額	842,380	1,042,228
普通出資に対する配当金	（年2%） 42,380	（年2%） 42,228
特別積立金	800,000	1,000,000
繰越金（当期末残高）	2,681,873	2,632,185

令和８年３月期における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和８年６月26日
川口信用金庫
理事長　**飯田 雅弘**

令和７年６月23日開催の第102期通常総代会及び、令和８年６月25日開催の第103期通常総代会で報告を行った令和７年３月期及び令和８年３月期の貸借対照表、損益計算書及び承認を得た剰余金処分計算書については、信用金庫法第38条の２第３項の規定に基づき、東陽監査法人による監査を受けております。

単体財務諸表の注記事項

貸借対照表関係

（注記）

1. 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
 また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 建　物　39 年～ 50 年
 その他　 3 年～ 20 年
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間 5 年に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額は零としております。
6. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. 貸倒引当金は、予め定めている償却、引当基準により、次のとおり計上しております。破産､特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
 破綻懸念先、要管理先の債務者で担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した債権額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利息率で割引いた金額と担保の処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した債権額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
 上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率の過去 10 算定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しております。
 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、各営業店、融資部管理課及び 2 次査定融資部審査課が資産査定を実施し、当該部署から独立した自己査定の検証担当者（資産検証部署）が査定結果を検証しており、その結果に基づいて上記の引当を行っております。
 また、上記の引当のほかにゴルフ会員権に対して､0 百万円を計上しております。
8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法（又は損益処理方法）は次のとおりであります。過去勤務費用：その発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として 10 年）による定額法により費用処理（又は損益処理）数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理（又は損益処理）
 また、当金庫は複数事業主により設立された総合設立型厚生年金基金である全国信用金庫厚生年金基金に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
 なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 （1）制度全体の積立状況に関する事項（令和 7 年 3 月 31 日現在）

①年金資産の額	1,796,855 百万円
②年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,828,746 百万円
差引額（①－②）	-31,890 百万円

 （2）制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 7 年 3 月分）
 0.6752%
 （3）補足説明
 上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 127,306 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 14 年 7 カ月の元利均等定率償却であり､当金庫は､当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 125 百万円を費用処理しております。
 なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記（2）の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 固定資産解体費用引当金は、当金庫の保有する支店の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。
14. 当金庫の主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点については、損益計算書の注記において収益を理解するための基礎となる情報とあわせて注記しております。
15. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
16. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
 （1）貸倒引当金　　1,189 百万円
 貸倒引当金の算出方法は､重要な会計方針として 7. に記載しております。主要な仮定は､「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力等を個別に評価し、設定しております。
 なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 （2）繰延税金資産　　4,387 百万円
 繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
 将来の事業計画策定における主要な仮定について、収益項目や費用項目については過去の貸出金利の情勢や経費の削減効果等を考慮して算定しており、また、将来減算一時差異のうち重要な割合を占める貸倒引当金に係る将来減算一時差異については、過年度の趨勢等を基に見積りをしております。
17. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 1,556 百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額　11,251 百万円
19. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,317 百万円
危険債権額	6,093 百万円
三月以上延滞債権額	73 百万円
貸出条件緩和債権額	2,430 百万円
合計額	11,915 百万円

 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

20. 手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,215 百万円であります。

21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券　14,043 百万円
預け金　3,500 百万円
担保資産に対応する債務
借用金　928 百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として、預け金 40,000 百万円を差し入れており、また当座借越取引の担保として、預け金 20,200 百万円を差し入れております。

22. 出資 1 口当たりの純資産額 8,539 円 74 銭

23. 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び政策保有目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクがあります。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクがあり、また、変動金利の預金については、金利の変動リスクもあります。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、貸出基本規程及び統合的リスク管理規程・信用リスク管理要領に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査課・管理課により行われ、また、ALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、資金運用部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
（ⅰ）金利リスクの管理
当金庫は、市場リスク管理要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合予算委員会において決定された方針に基づき、ALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。日常的にはリスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、ALM 委員会等に報告しております。
（ⅱ）価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、余資運用会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。
このうち、資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
（ⅲ）市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。
当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成 26 年金融庁告示第 8 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。
当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。
なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、時価は 12,255 百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALM を通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項
令和 8 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注 1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）預け金	197,520	184,734	△ 12,786
（2）有価証券			
その他有価証券	188,862	188,862	－
（3）貸出金	562,745		
貸倒引当金（＊1）	△ 1,188		
	561,556	557,511	△ 4,045
金融資産計	947,939	931,108	△ 16,831
（1）預金積金	939,939	940,412	473
金融負債計	939,939	940,412	473

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注 1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産
(1) 預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を算定しております。
(2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については 25. から 27. に記載しております。
(3) 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。
また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。
貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
金融負債
(1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価としております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（注 2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	116
信金中央金庫出資金（＊1）	4,824
組合出資金（＊2）	21
合　計	4,962

（＊1）非上場株式及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和 6 年 9 月 13 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。
（＊2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和 3 年 6 月 17 日）第 24-16 項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注 3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金	100,020	11,500	37,500	48,500
有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	16,576	76,596	34,550	49,179
貸出金（＊）	67,368	147,903	122,677	203,655
合　計	183,964	235,999	194,727	301,335

（＊）貸出金のうち、期間の定めがないもの等は含めておりません。

（注 4）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金（＊）	900,024	39,795	－	120
合　計	900,024	39,795	－	120

（＊）預金積金のうち、要求払預金等、返済予定額が見込めないものは「1 年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。
売買目的有価証券はありません。
満期保有目的の債券はありません。
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
その他有価証券

	種　類	貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株　式	3,135	1,735	1,399
	債　券	3,555	3,469	86
	国　債	－	－	－
	地方債	2,937	2,865	72
	社　債	617	603	13
	その他	9,670	9,158	512
	小　計	16,361	14,363	1,997
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株　式	291	320	△ 28
	債　券	107,296	121,604	△ 14,308
	国　債	29,383	36,613	△ 7,230
	地方債	19,909	22,760	△ 2,851
	社　債	58,002	62,230	△ 4,227
	その他	64,913	67,929	△ 3,015
	小　計	172,501	189,853	△ 17,352
合　計		188,862	204,217	△ 15,354

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株　式	950	376	19
債　券	494	－	205
国　債	494	－	205
地方債	－	－	－
社　債	－	－	－
その他	4,066	321	－
合　計	5,511	698	225

27. 金銭の信託はありません。
28. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、67,525 百万円であります。
このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 28,053 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	189 百万円
役員退職慰労引当金	68 百万円
減価償却超過額	12 百万円
賞与引当金	72 百万円
減損損失	568 百万円
その他有価証券評価差額金	4,356 百万円
その他	279 百万円
繰延税金資産小計	5,548 百万円
評価性引当額	△ 791 百万円
繰延税金資産合計	4,756 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	368 百万円
繰延税金負債合計	368 百万円
繰延税金資産の純額	4,387 百万円

30. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（令和 6 年 9 月 13 日）に基づく顧客との契約から生じた債権の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は 16 百万円であります。

損益計算書関係

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
2. 出資 1 口当たり当期純利益　232 円 35 銭
3. その他の経常費用には、責任共有制度負担金 91,196 千円、預金払戻引当金繰入額 6,023 千円を含んでおります。
4. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

地　域	主な用途	種　類	減損損失
川口市外	営業用店舗 2 店舗	建物等	19,188 千円

営業用店舗については、各支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各支店をグルーピングの最小単位としております。
営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下により、資産グループ 2 ヶ所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額 19,188 千円を「減損損失」として特別損失に計上しております。
なお、当期の減損損失の測定に使用した回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、処分費用見込額を控除して算定しております。

5. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（令和 6 年 9 月 13 日）に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益の金額は 1,284,939 千円であります。
6. 収益を理解するための基礎となる情報は下表のとおりであります。

取引等の種類	顧客との契約から生じる収益の主な概要	主な収益認識基準等
内国為替業務	送金、代金取立等の内国為替業務に基づく受入手数料（一般顧客から受領する手数料のほか、銀行間手数料を含む）	これらの取引の履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が 1 年超となる取引はありません。
その他の役務取引等	手形小切手交付手数料、再発行手数料、口座振替手数料、融資取扱手数料、担保不動産事務手数料等の預金・貸出金業務関係の受入手数料	
	投信販売手数料や保険販売手数料等の証券・保険販売業務関係の受入手数料	
	保護預り・貸金庫業務関係の受入手数料	
	その他の役務取引等業務に関係する受入手数料	

（注）役務取引等収益及びその他業務収益に含まれる顧客との契約から生じる収益に関するものについて記載しており、債務保証料や金融商品の売却益といった金融取引等に係る収益については、「収益認識に関する会計基準」が適用されないため除いております。また、臨時的に生じる収益や特別利益などの一過性の収益については、通常の営業活動により生じる財・サービスの提供にあたらず、顧客との契約から生じる収益に該当しないため記載しておりません。

報酬体系について

■ 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法・支払時期等の事項を規程で定めております。

(2) 令和 8 年 3 月期における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区　　分	支払い総額
対象役員に対する報酬等	206

(注) 1. 対象役員に該当する理事は 9 名、監事は 1 名です。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」150 百万円、「賞与」7 百万円、「退職慰労金」48 百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）です。
「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 6 号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成 24 年 3 月 29 日付金融庁告示第 22 号）第 2 条第 1 項第 4 号及び第 6 号に該当する事項はありませんでした。

■ 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和 8 年 3 月期において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「同等額」は、令和 8 年 3 月期に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
3. 令和 8 年 3 月期において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標の推移

		令和４年３月期	令和５年３月期	令和６年３月期	令和７年３月期	令和８年３月期
経常収益	百万円	11,149	11,002	11,178	11,371	13,760
経常利益	百万円	1,481	1,507	1,582	1,176	1,460
業務純益	百万円	1,634	1,628	1,472	1,236	1,108
当期純利益	百万円	1,116	1,134	1,075	827	984
預金積金残高	百万円	944,233	967,365	1,022,381	998,507	939,939
貸出金残高	百万円	510,498	532,394	556,173	563,612	562,745
有価証券残高	百万円	231,822	224,943	207,649	198,523	189,000
純資産額	百万円	44,395	40,855	41,575	37,490	36,081
総資産額	百万円	1,025,938	1,023,316	1,069,936	1,041,482	981,119
会員数	人	66,327	66,730	67,018	66,733	66,073
出資総額	百万円	2,130	2,129	2,124	2,121	2,112
出資総口数	千口	4,260	4,259	4,248	4,242	4,225
出資配当率	%	2	2	（※）3	2	2
出資配当：一口当り	円	10	10	15	10	10
単体自己資本比率	%	10.60	10.96	10.90	11.83	12.23
職員数	人	682	657	629	603	578

（※）100 周年記念配当 1%を含む

業務粗利益

（単位：千円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
資金運用収支	9,010,736	9,416,380
資金運用収益	9,864,517	11,519,378
資金調達費用	853,780	2,102,997
役務取引等収支	△ 103,678	△ 126,954
役務取引等収益	1,272,403	1,284,939
役務取引等費用	1,376,081	1,411,894
その他業務収支	△ 193,941	△ 409,465
その他業務収益	64,661	414,156
その他業務費用	258,603	823,621
業務粗利益	8,713,116	8,879,960
業務粗利益率	0.83	0.89

（注）1. 業務粗利益率 ＝ 業務粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

業務純益

（単位：千円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
業務純益	1,236,474	1,108,952
実質業務純益	1,236,474	1,108,952
コア業務純益	1,488,454	1,660,226
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く。）	1,488,454	1,660,226

（注）1. 業務純益 ＝ 業務収益－（業務費用－金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしております。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益 ＝ 業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 ＝ 実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

利鞘

（単位：%）

	令和７年３月期	令和８年３月期
総資金利鞘	0.12	0.14
資金運用利回	0.94	1.16
資金調達原価率	0.82	1.02

（注）総資金利鞘 ＝ 資金運用利回 － 資金調達原価率
資金運用利回 ＝ 資金運用収益 ÷ 資金運用勘定平残 ×100
資金調達原価率 ＝（資金調達費用 － 金銭の信託見合費用 ＋ 経費）÷ 資金調達勘定平残 ×100

利益率

（単位：%）

	令和７年３月期	令和８年３月期
総資産経常利益率	0.11	0.14
総資産当期純利益率	0.07	0.09

（注）総資産経常（当期純）利益率 ＝ $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

預貸率・預証率

（単位：%）

	令和７年３月期		令和８年３月期	
	期末	期中	期末	期中
預貸率	56.44	55.09	59.87	58.47
預証率	19.88	21.05	20.10	21.57

資金運用収支の内訳

（単位 残高：百万円、利息：千円、%）

	令和７年３月期			令和８年３月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,041,776	9,864,517	0.94	991,256	11,519,378	1.16
うち貸出金	558,435	6,447,206	1.15	562,575	7,781,899	1.38
うち預け金	264,681	1,123,452	0.42	215,901	1,251,879	0.57
うち有価証券	213,356	2,085,260	0.97	207,567	2,263,930	1.09
資金調達勘定	1,015,234	853,780	0.08	963,643	2,102,997	0.21
うち預金積金	1,013,528	833,465	0.08	962,150	2,077,088	0.21
うち借用金	1,176	3,772	0.32	998	3,205	0.32

（注）1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（令和７年３月期 1,775 百万円、令和８年３月期 1,907 百万円）を、控除して表示しております。
2. 資金運用勘定の利息及び利回りは貸出金に伴う利子補給金（その他の受入利息）「令和７年３月期 119,466 千円、令和８年３月期 112,558 千円」を含んでおります。
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

受取利息・支払利息の増減

（単位：千円）

	令和７年３月期			令和８年３月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	53,113	471,573	524,686	△ 497,488	2,152,349	1,654,861
うち貸出金	147,590	355,092	502,682	48,140	1,286,552	1,334,692
うち預け金	4,415	337,211	341,626	△ 232,430	360,857	128,427
うち有価証券	△ 100,929	91,162	△ 9,767	△ 57,826	236,496	178,670
支払利息	882	684,768	685,650	△ 45,523	1,294,740	1,249,217
うち預金積金	2,323	675,853	678,176	△ 44,327	1,287,950	1,243,623
うち借用金	△ 578	－	△ 578	△ 567	－	△ 567

（注）1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 受取利息の利率による増減及び純増減は貸出金に伴う利子補給金（その他の受入利息）の増減額「令和７年３月期△ 305,135 千円、令和８年３月期△ 6,907 千円」を含んでおります。
3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

預金に関する指標

預金積金及び譲渡性預金平均残高

（単位：百万円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
流動性預金	575,542	586,044
うち有利息預金	526,409	540,684
定期性預金	434,633	372,316
うち固定金利定期預金	418,794	358,243
うち変動金利定期預金	31	52
その他	3,351	3,789
小　計	1,013,528	962,150
譲渡性預金	－	－
合　計	1,013,528	962,150

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金
3. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金。
4. 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金。
5. 国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

定期預金残高

（単位：百万円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
固定金利定期預金	389,180	328,501
変動金利定期預金	51	55
その他	1	1
合　計	389,232	328,558

預金会員・会員外別残高

（単位：百万円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
会員	342,728	341,371
会員外	655,778	598,567
合　計	998,507	939,939

預金人格別残高

（単位 口数：口、残高：百万円）

	令和７年３月期		令和８年３月期	
	口数	残高	口数	残高
個人	602,063	757,003	577,767	748,520
一般法人	40,243	178,828	39,735	171,428
地方公共団体	873	62,520	793	19,835
金融機関	45	155	37	155
合　計	643,224	998,507	618,332	939,939

貸出金等に関する指標

貸出金平均残高

（単位：百万円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
手形貸付	11,238	9,965
証書貸付	532,293	537,618
当座貸越	9,390	11,093
割引手形	5,512	3,898
合　計	558,435	562,575

（注）国内業務部門と国際業務部門の区分はしておりません。

貸出金残高

（単位：百万円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
固定金利貸出金	163,449	153,103
変動金利貸出金	400,163	409,642
合　計	563,612	562,745

貸出金担保別残高

（単位：百万円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
当金庫預金積金	6,230	5,412
有価証券	—	—
不動産	104,089	105,678
信用保証協会・信用保険	205,040	204,389
保証	146,262	146,598
信用	101,990	100,666
その他	—	—
合　計	563,612	562,745

消費者ローン・住宅ローン残高

（単位：百万円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
住宅ローン	265,748	268,611
カードローン	3,730	3,805
個人ローン	7,370	7,325
教育ローン	599	605
自動車ローン	3,210	3,349
合　計	280,659	283,698

貸出金使途別残高

（単位：百万円、カッコ内＝構成比・%）

	令和７年３月期	令和８年３月期
設備資金	366,788（ 65.0）	372,713（ 66.2）
運転資金	196,823（ 34.9）	190,032（ 33.7）
合　計	563,612（100.0）	562,745（100.0）

貸出金会員・会員外別残高

（単位：百万円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
会員	497,968	497,382
会員外	65,643	65,363
合　計	563,612	562,745

貸出金業種別内訳

（単位 貸出先数：先、残高：百万円、構成比：%）

	令和７年３月期			令和８年３月期		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	1,214	31,214	5.5	1,113	29,755	5.2
農業、林業	3	3	0.0	2	2	0.0
漁業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	2,500	44,854	7.9	2,510	43,296	7.6
電気、ガス、熱供給、水道業	1	45	0.0	1	35	0.0
情報通信業	75	449	0.0	72	449	0.0
運輸業、郵便業	340	12,307	2.1	341	12,083	2.1
卸売業、小売業	1,220	23,891	4.2	1,198	23,886	4.2
金融業、保険業	31	15,390	2.7	29	15,069	2.6
不動産業	923	78,764	13.9	931	79,257	14.0
物品賃貸業	16	850	0.1	16	1,078	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	162	1,299	0.2	160	1,227	0.2
宿泊業	5	710	0.1	5	784	0.1
飲食業	402	2,805	0.4	400	2,696	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	282	4,535	0.8	284	4,371	0.7
教育、学習支援業	50	1,834	0.3	53	2,108	0.3
医療、福祉	278	6,816	1.2	290	6,628	1.1
その他のサービス	803	8,388	1.4	785	8,163	1.4
小　計	8,305	234,162	41.5	8,190	230,893	41.0
地方公共団体	13	44,580	7.9	11	44,601	7.9
個人（住宅・消費・納税資金等）	19,664	284,869	50.5	19,506	287,250	51.0
合　計	27,982	563,612	100.0	27,707	562,745	100.0

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

債務保証見返担保別内訳

（単位：百万円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
当金庫預金積金	1	1
不動産	961	449
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	63	44
信用	12	11
合　計	1,037	506

貸出金償却

（単位：千円）

	令和７年３月期	令和８年３月期
貸出金償却額	226	294

貸倒引当金内訳

（単位：百万円）

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和７年３月期	508	457	—	508	457
	令和８年３月期	457	385	—	457	385
個別貸倒引当金	令和７年３月期	1,199	942	154	1,044	942
	令和８年３月期	942	804	118	824	804
合　計	令和７年３月期	1,707	1,400	154	1,552	1,400
	令和８年３月期	1,400	1,189	118	1,282	1,189

不良債権の状況

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

（単位：百万円、%）

区　分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和７年３月期	2,890	2,890	2,005	885	100.0	100.0
	令和８年３月期	3,317	3,317	2,551	765	100.0	100.0
危険債権	令和７年３月期	5,969	5,651	5,596	55	94.6	14.9
	令和８年３月期	6,093	5,824	5,787	37	95.6	12.4
要管理債権	令和７年３月期	2,315	1,806	1,627	178	77.9	25.9
	令和８年３月期	2,504	1,965	1,817	147	78.5	21.5
三月以上延滞債権	令和７年３月期	27	27	27	0	100.0	100.0
	令和８年３月期	73	73	73	0	100.0	100.0
貸出条件緩和債権	令和７年３月期	2,288	1,778	1,600	178	77.7	25.9
	令和８年３月期	2,430	1,891	1,743	147	77.8	21.5
小計（A）	令和７年３月期	11,175	10,348	9,228	1,120	92.5	57.5
	令和８年３月期	11,915	11,108	10,156	951	93.2	54.1
正常債権（B）	令和７年３月期	553,725					
	令和８年３月期	551,640					
総与信残高（A）＋（B）	令和７年３月期	564,900					
	令和８年３月期	563,555					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3.「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4.「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6.「正常債権」（B）とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7.「担保・保証等による回収見込額」（c）は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8.「貸倒引当金」（d）には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全額又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

有価証券等に関する指標

有価証券残高及び平均残高

（単位：百万円）

	令和７年３月期		令和８年３月期	
	残高	平均残高	残高	平均残高
国債	31,851	36,899	29,383	36,817
地方債	24,999	27,647	22,847	26,340
社債	59,698	66,085	58,620	62,016
株式	2,851	1,792	3,543	1,840
外国証券	66,633	67,284	64,017	68,244
投資信託	12,480	13,646	10,566	12,294
その他の証券	10	0	21	12
合　計	198,523	213,356	189,000	207,567

（注）商品有価証券については該当ありません。

有価証券の時価情報

1.　売買目的有価証券・・・該当ありません。

2.　満期保有目的の債券・・・該当ありません。

3.　子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・該当ありません。

4.　その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	令和７年３月期			令和８年３月期		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,437	1,344	1,092	3,135	1,735	1,399
	債券	16,850	16,661	189	3,555	3,469	86
	国債	6,240	6,213	27	－	－	－
	地方債	6,606	6,478	127	2,937	2,865	72
	社債	4,004	3,969	34	617	603	13
	その他	5,919	5,480	439	9,670	9,158	512
	小　計	25,208	23,486	1,721	16,361	14,363	1,997
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	297	336	△ 39	291	320	△ 28
	債券	99,698	109,716	△ 10,018	107,296	121,604	△ 14,308
	国債	25,611	30,653	△ 5,042	29,383	36,613	△ 7,230
	地方債	18,393	20,304	△ 1,911	19,909	22,760	△ 2,851
	社債	55,693	58,758	△ 3,064	58,002	62,230	△ 4,227
	その他	73,193	76,941	△ 3,748	64,913	67,929	△ 3,015
	小　計	173,188	186,995	△ 13,806	172,501	189,853	△ 17,352
合　計		198,396	210,481	△ 12,084	188,862	204,217	△ 15,354

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

5.　市場価格のない株式等及び組合出資金

（単位：百万円）

内　容	令和７年３月期 貸借対照表計上額	令和８年３月期 貸借対照表計上額
非上場株式	116	116
信金中央金庫出資金	4,824	4,824
組合出資金	10	21
合　計	4,951	4,962

有価証券の残存期間別残高

令和７年３月期

（単位：百万円）

内　容	１年以下	１年超 ３年以下	３年超 ５年以下	５年超 ７年以下	７年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	9	－	3,107	3,105	－	30,643	－	36,866
地方債	804	1,876	3,794	2,570	6,987	10,750	－	26,783
社債	8,814	21,040	10,180	7,102	4,302	11,287	－	62,728
株式	－	－	－	－	－	－	1,797	1,797
外国証券	2,762	13,711	25,049	6,649	3,668	3,500	13,596	68,939
その他の証券	－	－	1,350	1,500	10	－	10,632	13,492

令和８年３月期

（単位：百万円）

内　容	１年以下	１年超 ３年以下	３年超 ５年以下	５年超 ７年以下	７年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
国債	－	1,020	3,099	2,053	6,690	23,749	－	36,613
地方債	1,002	2,891	3,460	1,760	8,829	7,681	－	25,626
社債	11,078	13,832	19,732	3,847	4,922	9,419	－	62,833
株式	－	－	－	－	－	－	2,173	2,173
外国証券	6,099	22,440	14,500	5,853	1,756	2,500	13,597	66,747
その他の証券	－	－	－	－	21	－	10,340	10,361

（注）残存期間別残高は取得原価で表示しております。

金銭の信託の時価情報

1.　運用目的の金銭の信託・・・該当ありません。

2.　その他の金銭の信託・・・該当ありません。

3.　満期保有目的の金銭の信託・・・該当ありません。

デリバティブ取引

1.　金利関連取引・・・該当ありません。

2.　通貨関連取引・・・該当ありません。

3.　株式関連取引・・・該当ありません。

4.　債券関連取引・・・該当ありません。

5.　商品関連取引およびクレジットデリバティブ取引・・・該当ありません。

自己資本の充実の状況

単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

（単位：百万円）

項　目	令和７年３月期	令和８年３月期
コア資本に係る基礎項目　（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	46,104	47,037
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,121	2,112
うち、利益剰余金の額	44,025	44,967
うち、外部流出予定額（△）	42	42
うち、上記以外に該当するものの額	△０	△０
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	557	467
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	557	467
うち、適格引当金コア資本算入額	―	―
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	―	―
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五％に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	46,661	47,505
コア資本に係る調整項目　（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	270	270
うち、のれんに係るものの額	―	―
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	270	270
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	―	―
適格引当金不足額	―	―
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	―	―
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	―	―
前払年金費用の額	844	931
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	―	―
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	―	―
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	―	―
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	―	―
特定項目に係る十パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	―	―
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	―	―
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	―	―
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	―	―
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	1,115	1,202
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	45,546	46,303
リスク・アセット等　（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	368,998	362,153
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△300	―
うち、上記以外に該当するものの額		
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	―	―
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	15,902	16,257
フロア調整額	―	―
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	384,901	378,411
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	11.83%	12.23%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年金融庁告示第 21 号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

（単位：百万円）

	令和7年3月期		令和8年3月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの額の合計額	368,998	14,759	362,153	14,486
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	349,222	13,968	339,788	13,591
現金	—	—	—	—
ソブリン向け	1,131	45	1,010	40
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	52,268	2,090	41,795	1,671
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	7,514	300	4,312	172
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け（うち特定貸付債権を含む）	62,297	2,491	61,728	2,469
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	26,000	1,040	22,578	903
トランザクター向け	846	33	849	33
不動産関連向け	163,550	6,542	167,424	6,696
自己居住用不動産等向け	101,411	4,056	104,584	4,183
賃貸用不動産向け	22,308	892	25,290	1,011
事業用不動産関連向け	37,268	1,490	34,884	1,395
その他不動産関連向け	2,562	102	2,665	106
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	6,346	253	7,314	292
延滞等向け	9,774	390	9,681	387
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	986	39	1,284	51
取立未済手形	99	3	74	2
信用保証協会等による保証付	2,991	119	2,979	119
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
株式等	1,772	70	2,804	112
上記以外	22,001	880	21,112	844
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,714	68	1,221	48
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	4,866	194	4,866	194
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	1,189	47	1,000	40

（単位：百万円）

	令和７年３月期		令和８年３月期	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	－	－	－	－
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	－	－	－	－
上記以外のエクスポージャー	14,231	569	14,023	560
②証券化エクスポージャー	－	－	－	－
証券化 STC 要件適用分	－	－	－	－
証券化 短期 STC 要件適用分	－	－	－	－
証券化 不良債権証券化適用分	－	－	－	－
証券化 STC・不良債権証券化適用対象外分	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	20,076	803	22,364	894
ルック・スルー方式	20,076	803	22,364	894
マンデート方式	－	－	－	－
蓋然性方式（250%）	－	－	－	－
蓋然性方式（400%）	－	－	－	－
フォールバック方式（1250%）	－	－	－	－
④未決済取引	－	－	－	－
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 300	△ 12	－	－
⑥CVAリスク相当額をハパーセントで除して得た額（簡便法）	－	－	－	－
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額をハパーセントで除して得た額	15,902	636	16,257	650
BI	10,601		10,838	
BIC	1,272		1,300	
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額（イ+ロ）	384,901	15,396	378,411	15,136

（注）1. 所要自己資本の額 ＝ 信用リスクアセットの額 × 4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、我が国又は外国の中央政府及び中央銀行、国際決済銀行等、我が国の地方公共団体、外国の中央政府等以外の公共部門、国際開発銀行、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、地方三公社のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
6. 当金庫は、標準的計測手法かつ ILM を「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
7. 単体総所要自己資本額 ＝ 単体リスク・アセットの合計額（単体自己資本比率の分母の額）× 4%

(2) 信用リスクに関する事項
（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）
イ . 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜業種別及び残存期間別＞

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 業種区分 / 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高										延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券				デリバティブ取引			
					国内		国外					
	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
製造業	64,179	63,545	31,214	29,755	19,045	20,291	13,920	13,498	—	—	1,202	953
農業、林業	3	2	3	2	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	48,653	46,495	44,854	43,296	2,599	1,999	1,200	1,200	—	—	2,211	2,414
電気、ガス、熱供給、水道業	13,837	12,414	45	35	13,792	12,379	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1,749	1,949	449	449	800	1,000	500	500	—	—	1	1
運輸業、郵便業	19,111	20,344	12,307	12,083	2,204	2,861	4,600	5,400	—	—	352	230
卸売業、小売業	31,994	32,879	23,891	23,886	2,803	3,993	5,300	5,000	—	—	441	534
金融業、保険業	295,121	242,006	15,390	15,069	2,685	2,582	23,255	22,008	—	—	1	1
不動産業	83,020	83,697	78,764	79,257	3,456	3,640	800	800	—	—	1,130	1,048
物品賃貸業	850	1,078	850	1,078	—	—	—	—	—	—	280	286
学術研究、専門・技術サービス業	1,299	1,227	1,299	1,227	—	—	—	—	—	—	0	0
宿泊業	710	784	710	784	—	—	—	—	—	—	0	0
飲食業	2,805	2,696	2,805	2,696	—	—	—	—	—	—	137	114
生活関連サービス業、娯楽業	4,535	4,371	4,535	4,371	—	—	—	—	—	—	1,852	1,557
教育、学習支援業	1,834	2,108	1,834	2,108	—	—	—	—	—	—	0	0
医療、福祉	6,816	6,928	6,816	6,628	—	300	—	—	—	—	123	122
その他のサービス	8,388	8,163	8,388	8,163	—	—	—	—	—	—	63	427
国・地方公共団体等	129,336	125,366	44,580	44,601	78,989	76,023	5,766	4,742	—	—	—	—
個人	284,869	287,250	284,869	287,250	—	—	—	—	—	—	1,776	2,139
その他	44,963	42,584	6,848	6,325	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	1,044,087	985,898	570,460	569,071	126,378	125,073	55,342	53,150	—	—	9,577	9,834
1年以下	83,080	78,839	14,422	14,838	9,628	12,080	2,762	6,099	—	—		
1年超3年以下	157,987	107,784	16,541	13,376	22,917	17,744	13,711	22,440	—	—		
3年超5年以下	63,112	73,898	18,981	21,566	17,081	26,293	25,049	14,500	—	—		
5年超7年以下	52,306	44,710	32,541	30,919	12,778	7,661	6,649	5,853	—	—		
7年超10年以下	116,663	89,322	66,195	61,623	11,290	20,442	3,668	1,756	—	—		
10年超	510,224	531,595	403,542	407,723	52,682	40,850	3,500	2,500	—	—		
期間の定めのないもの	60,711	59,748	18,236	19,024	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計	1,044,087	985,898	570,460	569,071	126,378	125,073	55,342	53,150	—	—		

（注）1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2.「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には、現金、買入金銭債権、その他資産、有形・無形固定資産、繰延税金資産、債券以外の有価証券およびオフ・バランス取引が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 有価証券等は資本直入前、貸出金等は引当金控除前で集計しております。
6. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF・信用リスク削減効果適用後						リスク・ウエイトの加重平均値（%）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目		信用リスク・アセットの額			
	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
現金	6,379	7,403	—	—	6,379	7,403	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	82,817	65,159	—	—	82,817	65,159	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,900	2,400	—	—	2,900	2,400	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	71,403	70,289	—	—	71,403	70,289	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	1,670	1,662	—	—	1,670	1,662	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	3,145	2,470	—	—	3,145	2,470	—	—	269	217	9%	9%
我が国の政府関係機関向け	10,038	9,564	—	—	10,038	9,564	—	—	737	705	7%	7%
地方三公社向け	623	437	—	—	623	437	—	—	124	87	20%	20%
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	243,579	207,077	100	100	243,579	207,077	—	—	52,268	41,795	21%	20%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	21,560	20,560	—	—	21,560	20,560	—	—	7,514	4,312	35%	21%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	120,777	121,177	7,639	7,000	116,093	117,111	1,454	934	62,297	61,728	53%	52%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	46,122	39,967	50,563	50,395	42,270	36,488	3,529	3,527	26,000	22,578	57%	56%
トランザクター向け	—	—	43,050	42,903	—	—	2,915	2,918	846	849	29%	29%
不動産関連向け	338,877	349,497	15	14	337,622	348,327	15	14	163,550	167,424	48%	48%
自己居住用不動産等向け	254,661	263,901	15	14	254,534	263,782	15	14	101,411	104,584	40%	40%
賃貸用不動産向け	40,434	44,334	—	—	40,147	44,060	—	—	22,308	25,290	56%	57%
事業用不動産関連向け	39,428	36,736	—	—	38,669	36,041	—	—	37,268	34,884	96%	97%
その他不動産関連向け	4,352	4,525	—	—	4,271	4,443	—	—	2,562	2,665	60%	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	6,346	5,851	—	—	6,346	5,851	—	—	6,346	7,314	100%	125%
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	7,100	7,093	142	168	6,684	6,621	12	16	9,774	9,681	146%	146%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,520	1,923	—	—	1,520	1,923	—	—	986	1,284	65%	67%
取立未済手形	497	370	—	—	497	370	—	—	99	74	20%	20%
信用保証協会等による保証付	66,197	62,629	686	1,019	66,197	62,629	68	101	2,991	2,979	5%	5%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	1,772	2,158	—	—	1,772	2,158	—	—	1,772	2,804	100%	130%
合　計									327,220	318,676		

（注）1.「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（%）のことです。
2.「リスク・ウェイトの加重平均値（%）」とは、信用リスク・アセットの額を CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ハ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和７年３月期															
現金	6,379	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	82,817	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,900	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	71,403	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	1,670	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	3,145	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	10,038	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	623	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	229,070	－	4,000	－	－	－	－	－	－	10,509	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	9,552	－	2,000	－	－	－	－	－	－	10,007	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	－	－	33,983	－	－	－	－	－	－	－	－	40,768	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,915	－	－	－	－
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,915	－	－	－	－
不動産関連向け	－	－	－	16,318	7,247	40,243	－	5,113	29	22,203	－	8,960	28,550	－	6,533	7
自己居住用不動産等向け	－	－	－	16,318	7,247	27,247	－	－	29	22,203	－	－	28,550	－	－	7
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	12,995	－	5,113	－	－	－	8,960	－	－	2,262	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,271	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	39	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	497	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	66,265	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	165,172	79,450	－	280,493	7,247	44,243	－	5,113	29	22,203	－	11,876	79,867	－	6,533	7

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和７年３月期															
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,379
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	82,817
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,900
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	71,403
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,670
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,145
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	10,038
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	623
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	243,579
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	21,560
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	3,399	－	23,643	－	－	15,752	－	－	－	－	－	－	－	－	117,547
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	-	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	35,695	－	－	－	－	7,189	－	－	－	－	－	－	－	－	45,800
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,915
不動産関連向け	164,079	2,412	－	－	5,300	－	－	7,123	21,559	－	－	1,954	－	－	－	337,637
自己居住用不動産等向け	152,914	31	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	254,549
賃貸用不動産向け	－	2,381	－	－	－	－	－	7,123	－	－	－	1,309	－	－	－	40,147
事業用不動産関連向け	11,164	－	－	－	5,300	－	－	－	21,559	－	－	644	－	－	－	38,669
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,271
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	6,346	－	－	－	6,346
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	72	－	－	－	－	6,584	－	－	－	6,697
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	1,520	－	－	－	－	－	－	－	－	1,520
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	497
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	66,265
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,772	－	－	1,772
合　計	164,079	41,507	－	23,643	5,300	－	24,534	7,123	21,559	－	－	14,886	1,772	－	－	1,006,645

ハ．標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%
	令和８年３月期															
現金	7,403	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	65,159	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	2,400	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	70,289	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	1,662	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	2,470	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	9,564	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	437	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	203,277	－	3,800	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	18,560	－	2,000	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	－	－	36,094	－	－	－	－	－	－	－	－	41,583	－	－	－
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	0	－	12,150	－	－	－	－	－	－	－	1,064	－	－	－	－
トランザクター向け	－	－	－	1,854	－	－	－	－	－	－	－	1,064	－	－	－	－
不動産関連向け	－	125	－	130,937	4,230	27,958	－	5,835	4	11,598	－	8,786	15,427	－	8,232	1
自己居住用不動産等向け	－	125	－	130,937	4,230	15,159	－	－	4	11,598	－	－	15,427	－	－	1
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	12,799	－	5,835	－	－	－	8,786	－	－	3,789	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,443	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	137	－	－	－	－	－	－	－	－	22	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	798	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
取立未済手形	－	－	－	370	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
信用保証協会等による保証付	－	62,737	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合　計	146,913	74,898	－	384,203	4,230	31,758	－	5,835	4	11,598	－	9,850	57,032	－	8,232	1

（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）															
	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
	令和８年３月期															
現金	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,403
我が国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	65,159
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,400
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	70,289
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,662
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,470
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9,564
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	437
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	207,077
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	20,560
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	3,699	－	23,519	－	－	13,149	－	－	－	－	－	－	－	－	118,046
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	26,296	－	－	－	－	501	－	－	－	－	－	－	－	－	40,013
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,918
不動産関連向け	97,370	3,423	－	－	4,190	－	－	7,984	19,365	－	－	2,868	－	－	－	348,341
自己居住用不動産等向け	86,223	89	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	263,796
賃貸用不動産向け	－	3,333	－	－	－	－	－	7,984	－	－	－	1,530	－	－	－	44,060
事業用不動産関連向け	11,147	－	－	－	4,190	－	－	－	19,365	－	－	1,338	－	－	－	36,041
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,443
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5,851	－	－	－	5,851
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	63	－	－	－	－	6,411	－	－	－	6,634
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	1,125	－	－	－	－	－	－	－	－	1,923
取立未済手形	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	370
信用保証協会等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	62,737
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,158	－	－	2,158
合　計	97,370	33,419	－	23,519	4,190	－	14,840	7,984	19,365	－	－	15,131	2,158	－	－	952,541

ニ . 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額……10 ページ参照

ホ . 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

（単位：百万円）

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
製造業	174	118	29	—	7	28	77	31	118	57	0	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	279	287	37	20	7	44	22	17	287	246	0	0
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	0	—
運輸業、郵便業	264	114	9	2	128	31	30	20	114	65	—	0
卸売業、小売業	245	249	14	4	8	4	1	4	249	244	0	0
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	29	7	0	40	—	0	21	0	7	46	—	—
物品賃貸業	9	7	—	—	—	—	2	2	7	4	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	—	—	0	0	0	0	0	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	13	11	—	—	—	—	2	2	11	9	0	—
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	—	—	—	—	0	0	1	0	—	0
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	104	73	1	—	—	1	32	10	73	62	—	—
その他のサービス	38	38	2	0	1	6	0	1	38	29	0	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	37	32	—	5	1	—	2	1	32	36	0	0
合　計	1,199	942	93	73	154	118	196	92	942	804	0	0

（注）1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ヘ . リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円、%）

告示で定めるリスク・ウェイト区分（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前				CCF の加重平均値（%）		資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	
	オン・バランス資産項目		オフ・バランス資産項目					
	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
40% 未満	690,032	645,780	23,029	22,910	10.000	10.000	692,081	647,845
40% ～ 70%	189,145	183,252	24,414	24,371	10.031	10.053	189,871	184,086
75%	35,206	36,496	5,244	5,568	11.444	11.706	31,756	33,419
80%	—	—	—	—	—	—	—	—
85%	25,744	25,382	1,312	927	64.043	38.624	23,571	23,519
90% ～ 100%	25,497	20,476	5,049	4,801	11.470	11.717	24,154	19,030
105% ～ 130%	29,209	27,826	—	—	—	—	28,682	27,350
150%	15,163	15,758	95	119	10.313	10.205	14,755	15,131
250%	1,772	2,158	—	—	—	—	1,772	2,158
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合　計	1,011,772	957,132	59,146	58,699	11.579	10.777	1,006,645	952,541

（注）「CCF の加重平均値（%）」とは、CCF を適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期	令和7年3月期	令和8年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	10,206	9,186	139,030	141,581	―	―

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項……該当ありません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項……該当ありません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ．貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和7年3月期		令和8年3月期	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	10,771	10,771	11,670	11,670
非上場株式等	4,951	4,951	4,962	4,962
合　計	15,722	15,722	16,632	16,632

ロ．出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	売却額			株式等償却
		売却益	売却損	
令和7年3月期	597	15	0	―
令和8年3月期	5,016	698	19	―

ハ．貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
評価損益	418	1,234

ニ．貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額・・・該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和7年3月期	令和8年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	27,079	23,937
マンデート方式を適用するエクスポージャー	―	―
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー	―	―
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー	―	―
フォールバック方式（1,250%）を適用するエクスポージャー	―	―

(8) 銀行勘定における金利リスク量

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク

		令和7年3月期		令和8年3月期	
		Δ EVE	Δ NII	Δ EVE	Δ NII
1	上方パラレルシフト	16,377	992	12,255	680
2	下方パラレルシフト	△ 15,861	△ 373	△ 13,129	△ 633
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	16,377	992	12,255	680
8	自己資本の額	45,546		46,303	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(9) 信用集中リスク

(単位：百万円)

区分	令和7年3月期	令和8年3月期
自己資本（A）	45,546	46,303
大口要管理以下非保全額（B）	―	―
信用集中リスクが顕在化した場合の自己資本（C）＝（A）－（B）	45,546	46,303
リスク・アセット等の額の合計額（D）	384,901	378,411
自己資本比率	11.83%	12.23%
（C）／（D）	11.83%	12.23%

自己資本の充実等に関する定性的な開示事項

■ 自己資本調達手段の概要
当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は下記のとおりです。

発行主体	川口信用金庫
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2,112 百万円

■ 自己資本の充実度に関する評価方法の概要
当金庫は、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本を充実させ、自己資本比率は国内基準の 4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとの事業計画に基づいて健全経営を推進し、期間利益による内部留保の積上げを第一義的な施策として考えております。

■ 信用リスクに関する事項
イ. リスク管理の方針及び手続きの概要
信用リスクとは、ご融資先の倒産や財務状況の悪化で貸出金の回収ができなくこと等により、損失を被るリスクのことです。当金庫では、厳格な資産査定及び企業格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理に反映させるとともに、与信判断の指針として「クレジットポリシー」を明確にし、信用リスクを確実に認識し、管理する態勢を整備しております。
信用リスクの評価につきましては、小口多数取引の推進によるリスクの分散のほか、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理等、さまざまな角度からの分析に注力しております。
リスク量の計測は、「信用リスク計量化システム」により算出し、「ALM 委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。
貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定しております。算定結果については監査法人の監査を受ける等、適正な計上に努めております。
ロ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
リスク・ウェイトとは自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類ごとの掛目のことです。リスク・ウェイトの判定には、適格格付機関等の格付を使用しており、当金庫で使用する適格格付機関は以下のとおりです。
①株式会社日本格付研究所（JCR）
②ムーディーズ・ジャパン株式会社
③ムーディーズ SF ジャパン株式会社
④株式会社格付投資情報センター（R&I）
⑤フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
なお、国内法人エクスポージャーは株式会社日本格付研究所（JCR）および株式会社格付投資情報センター（R&I）の格付を優先しております。

■ 信用リスク削除手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
信用リスク削除手法とは、当金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、不動産担保、預金担保、有価証券担保、保証等が該当します。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、経営者の資産等、さまざまな角度から判断を行っております。また、担保、保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただき、適切な取扱いに努めております。
バーゼルⅢにおいて、リスク・ウェイトを軽減するリスク削減手法が定められており、①適格金融資産担保として預金積金等②保証としてしんきん保証基金等③担保以外の自金庫預金との相殺が該当します。
担保に関する手続については、「貸出基本規程」や「貸出事務取扱要領」等に基づき適切に取扱い、適正な評価・管理を行っております。
また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、与信取引の範囲において預金相殺をすることがありますが、「債権管理回収マニュアル」等により適切な取扱いに努めております。
保証に関する信用度の評価は、信用格付業者が付与している格付により判定しております。
なお、信用リスク削除手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく、分散されております。

■ 市場リスクに関する事項
リスク管理の方針及び手続きの概要
市場リスクとは、金利や有価証券等の価格あるいは為替等の変動により、保有する資産価値が変動し、当金庫が損失を受けるリスクのことです。
当金庫では、一般的に確立された市場取引による運用を基本とし、市場の変動による日々のリスクを的確に把握するとともに、ポジション枠、リスク・リミット等を設定し、市場リスクを的確に捉え、管理する態勢としております。
市場リスクの評価に関しては、金利・有価証券の価格・為替等さまざまなリスクファクターの変動による時価・評価損益によるリスク量等の変化を把握し、分析・管理するとともに、「金利上昇時のアクションプラン」に基づく予兆管理を行い、月次で役員に報告しております。
時価・評価損益・VaR を日次で管理し、役員まで報告、月次では VaR、BPV、ヒストリカルテスト等の「市場リスク計測モデル」によりリスク量を計測し、「ALM 委員会」で協議検討する態勢としております。

■ 銀行勘定に関する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項
銀行勘定に関する出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社、政策投資株式、株式関連投資信託、投資事業組合等への出資金が該当します。当金庫では、株式・投資信託について、市場リスク管理と同様保有限度額を設け、適正な収益を確保することを基本方針としており、評価額が著しく下落した場合には、内部規定に基づき適切な対応を講じる態勢としております。
上場株式、投資信託のリスクの認識は、銘柄ごとの日々の時価評価によって把握のうえ役員まで報告し、投資継続の是非を協議するとともに、運用状況について「ALM 委員会」に報告し適切なリスク管理に努めております。
非上場株式、子会社、投資事業組合への出資金のリスクの状況は、財務諸表や運用報告により把握し、状況について必要に応じ役員まで報告する等、適切なリスク管理に努めております。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項
イ. リスク管理の方針及びリスク特性の概要
証券化とは、金融機関が保有するローン債権等の原資産を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することをいいます。
当金庫では、証券化商品について、市場リスク管理と同様に保有限度額や厳格な投資基準を設けるとともに、適切なモニタリング態勢を整えております。
証券化商品のリスクの認識は、当該商品に係る情報（格付けの状況、裏付資産の状況、商品の構造等）を投資期間を通じて継続的または適時に入手し、必要に応じて信用補完の十分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行い、担当役員等へ報告する態勢としております。
ロ. 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
標準的手法を採用しております。
ハ. リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関
リスク・ウェイトの判定については信用リスク管理と同様の適格格付機関の格付を採用しております。

■ 流動性リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続きの概要

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等によって資金繰りがつかなくなる場合（資金繰りリスク）や、金庫の財務内容の悪化等によって通常よりも高い金利での調達を余儀なくされる（市場流動性リスク）ことによって、当金庫が損失を受けるリスクのことです。

当金庫では、支払準備資金を十分確保するとともに、常時資金の状況を適切に把握・管理しており、資金繰り対策に万全を期す態勢としております。

主管部署において、市場流動性及び資金繰りリスクについて状況を適切に把握・管理するとともに、その状況等について担当理事・理事会に報告し、ALM 委員会等で検討・協議する態勢としております。

また、非常時を想定したシミュレーション計測を実施し、支払準備資産が適切であるか役員まで報告する態勢としております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

イ. リスクの定義

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス、人、システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象に起因することから生じるリスク」と定義し、次のリスクとしております。

① 事務リスク…役職員が正確な事務を怠ったり、事故や不正等当金庫が損失を受けるリスクです。

② 人的リスク…報酬・解雇等での人事運営上の不公平・不公正、またセクシャルハラスメント等差別的行為によって当金庫が損失を受けるリスクです。

③ システムリスク…災害やシステムの障害等によるコンピュータの停止や誤作動、またコンピュータが不正に使用されることによって当金庫が損失を受けるリスクです。

④ 有形資産リスク…災害等によって店舗、機械設備等の有形資産が毀損し、当金庫が損失を受けるリスクです。

⑤ 法務リスク…当金庫の経営・取引において法令等に違反する行為、或いは不当な契約を結ぶこと等によって、当金庫が損失を受けるリスクです。

⑥ 風評リスク…評判の悪化や風説の流布等によって、当金庫の信頼度が低下することによって損失を受けるリスクです。

ロ. リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、さまざまなリスクごとに管理体制や管理方法に関する「リスク管理要領」を定め、オペレーショナル・リスクを確実に認識し、管理する態勢としております。

また算出したリスク量については「ALM 委員会」で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢としております。

ハ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称、算定方法

当金庫では標準的計測手法を採用しております。オペレーショナル・リスク相当額は、自己資本比率告示第 304 条に基づき、BIC（事業規模要素）の額に ILM（内部損失乗数）を乗じて算出しております。

なお、BIC の額は自己資本比率告示第 305 条第 1 項に基づき、BI（事業規模指標）に、BI の額に応じて定める掛目を乗じて算出しております。

ニ. BI の算出方法

当金庫では自己資本比率告示第 305 条第 1 項に基づき、BI を ILDC（金利要素）、SC（役務要素）、FC（金融商品要素）の合計額として算出しております。

ホ. ILM の算出方法

当金庫では自己資本比率告示第 306 条第 1 項第 3 号に基づき、ILM の値に 1 を用いております。

ヘ. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BI の算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

ト. オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILM の算出から除外した特殊損失の有無

該当ありません。

■ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

イ. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

銀行勘定の金利リスク（以下 IRRBB という）とは、保有する資産・負債のうち市場金利に影響を受けるものが、金利の変動によって受ける将来の資産価値の変動や収益性に対する影響で、現在価値を経済価値（EVE）、将来収益を期間損益（NII）として捉え、現行金利水準に対する損失幅をΔ EVE、Δ NII として計測し管理しております。計測の対象は、預金、貸出金、有価証券、預け金、その他市場金利に影響を受ける資産・負債です。

ロ. リスク管理及びリスク削減の方針

当金庫では、統合リスク管理要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、総合予算委員会において決定された方針に基づき、ALM 委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会へ報告する態勢とし健全性の確保に努めております。

ハ. 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で計測しております。

ニ. ヘッジ等金利リスクの削減手法

一般的に確立された市場取引を基本とし、派生商品等の取引は自己の ALM ポジションのヘッジ等に限定するものとしております。また、ヘッジ会計は適用しておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔ EVE 及びΔ NII 並びに当金庫が追加して開示を行う金利リスクに関する事項 IRRBB の算定にあたり考慮している前提等は以下の通りです。

① コア預金は金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

② 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。

③ 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

④ 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約等の行動オプション性は考慮しておりません。その他計測に影響を及ぼす内部モデル等の使用はしておりません。

⑤ 金利リスクの算定にあたり、日本円のみを対象としております。

⑥ 計算にあたり、割引金利にスプレッドを含めておりますが、キャッシュフローには金利変化分のみを考慮し、スプレッドの変動は考慮しておりません。

(3) 銀行勘定における金利リスクの特性等

Δ EVE が最大となるのは、「上方パラレルシフト」であり、昨年度末と比較すると有価証券のうち債券残高が減少したこと等から減少しております。Δ EVE の自己資本額に対する割合は高い水準にありますが、当金庫では、リスク資本配賦制度として、金利リスクを VaR 等により管理しており、貸出金や有価証券の VaR に基づくリスク量に上限ガイドラインを設定し、金利リスクをコントロールしております。また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証し、健全性の確保に努めております。

川口信用金庫

川口信用金庫
〒332-8686 川口市栄町３丁目９番３号
https://www.shinkin.co.jp/ksb/

2026年７月発行

VEGETABLE OIL INK

この冊子は環境にやさしい植物油インキを使用しております。